

研究活動上の行動規範

四天王寺大学、四天王寺大学大学院および四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）において、研究に携わる者が、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自立的に学術研究を進め、科学の健全な発展を促すとともに、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、以下の行動規範を定める。

- 1 研究費の源泉が、学生からの納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金等によって支えられていることを踏まえ、研究費の使用に当たり、関係法令、通知および本学諸規程等を遵守しなければならない。
- 2 研究活動において得られたデータや結果の捏造、改ざんおよび他者の論文、著書等の研究成果の盗用等の不正行為を厳に行ってはならない。また、研究データや資料等については、必要な場合に開示できるような適切な管理および保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- 3 研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 4 研究活動にあたり、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。
- 5 研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、その属性および思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用した嫌がらせ等を行ってはならない。
- 6 不正行為に関する苦情相談を受けた場合または不正行為に気付いた場合は、速やかに研究活動の不正行為に関する告発の受付窓口連絡するものとする。